

遠賀町賃上げ支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、賃上げを行う中小企業者及び小規模企業者（以下「中小企業者等」という。）に対し、賃上げ環境整備を支援するため、遠賀町賃上げ支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者及び小規模企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する事業者をいう。
- (2) 従業員 労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条の規定に基づく「あらかじめ解雇の予告を必要とする者」とし、次のアからエのいずれにも該当しない者をいう。
 - ア 会社役員及び個人事業主
 - イ 日々雇い入れられる者
 - ウ 2カ月以内の期間を定めて使用される者
 - エ 季節的業務に4カ月以内の期間を定めて使用される者
- (3) 賃金 諸手当及び賞与等を含まない、いわゆる基本給をいう。
- (4) 賃上げ 定期昇給及びベースアップをいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する中小企業等とする。

- (1) 令和7年1月1日以前から申請日において、町内に本社若しくは主たる事業所があること又は町内に支店若しくは営業所等の事業所があり、今後も町内で事業を継続する意思があること。ただし、町内で営業実態がなく、法人住民税を免除されている者を除く。
- (2) 町内の事業所に、常時使用する従業員を1人以上雇用していること。ただし、家族従業員は除く。
- (3) 町税及び本町に関する使用料等を滞納していないこと。
- (4) 過去に国、都道府県及び市区町村等の助成事業において、不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがないこと。
- (5) 過去5年間に重大な法律違反等がないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこ

と。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ではないこと及び個人又は法人の代表者並びに役員が、同条第6号に規定する暴力団員等ではないこと。また、暴力団又は暴力団員等を利用又は協力及び関与していないこと。

(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は更生手続きを行っていないこと。

(9) 前各号に掲げる者のほか、支援金の趣旨に照らして、交付することが適当でないと町長が認める者でないこと。

（交付要件）

第4条 支援金の交付要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 令和7年1月1日から令和8年12月31日までに、従業員の賃金を賃上げ月の前年同月と比較して1.5%以上引き上げていること。

(2) 最低1月以上、引き上げ後の賃金支給実績があること。

(3) 引き上げ後の賃金水準を1年間以上継続する見込みがあること。

(4) 賃金引き上げを目的とする他の補助金等を受給していない及び受給予定がないこと。

（交付額）

第5条 支援金の交付額は、従業員1人当たり1万円とし、支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、中小企業者の場合は1事業者につき40万円、小規模企業者の場合は1事業者につき20万円を、それぞれ上限とする。

（交付申請）

第6条 申請者は、令和9年2月26日までに、遠賀町賃上げ支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 交付対象従業員一覧（様式第2号）

(2) 従業員の賃上げをしたことが確認できる書類の写し（賃金台帳等）

(3) その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 町長は、前条の規定により申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類を審査して支援金の交付の可否を決定し、遠賀町賃上げ支援金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、申請者へ通知するものとする。

（支援金の交付）

第8条 町長は、前条に規定する交付を決定したときは、速やかに申請者へ支援金を交付するものとする。

(検査等)

第9条 町長は、支援金交付の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、申請者に対して報告若しくは関係書類の提出を求め、又は帳簿及び書類等を検査することができる。

(支援金の返還)

第10条 町長は、支援金の交付決定を受けた中小企業者等が、虚偽その他不正な手段により支援金の交付を受けたと認めるときは、当該支援金の交付を受けた中小企業者等に対し、遠賀町貸上げ支援金交付決定取消通知書兼返還命令書(様式第4号)により当該支援金の交付決定を取り消す旨を通知するとともに、期限を定めて当該支援金の返還を命ずるものとする。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。